

安否連絡カード

安否連絡カード

連絡する場合

※ 司法修習を受けている場所の裁判所本庁が所在する市内（東京にあっては23区、立川支部にあっては立川市、集合修習中は和光市又は埼玉県南部）における震度が報道発表で6弱以上の地震が発生した場合

○ クラス担当教官に安否等を連絡する。

○ 実務修習中は、上記の連絡をするほか、実務修習地の裁判所が、災害時の連絡等について定めているときはそれに従う。

司法研修所

安否連絡カード

連絡の順位・方法・内容

○ 連絡先の順位

- 【第1順位】民事裁判教官
- 【第2順位】刑事裁判教官
- 【第3順位】検察教官

○ 連絡方法

メールで連絡する。

○ 連絡内容

落ち着いた時点でできるだけ速やかに連絡
①組・番号・氏名
②本人の安否(メール用符号 無事○ 負傷×)
③登庁の可否(メール用符号 可能○ 交通手段復旧後登庁可能△ 不可×)

具体的に判明した段階で連絡

- ④自宅の状況、家族の安否
- ⑤他の司法修習生の被災状況

(表)

(裏)